

令和6年度いじめ防止基本方針

かわしちゅうがっこう 防いし
川下中学校区いじめ防止

「あったか宣言」

みんなが元気に仲良く楽しい学校生活を送るために、次の宣言をします。

あ あいて きも かんが
相手の気持ちを考えよう

つ おも つた
つらい思いは伝えよう

た たす ゆうき
助けよう 勇気をもって

か かがや ほく あした
輝け 僕らの明日



れいわげんねん がつ にち
令和元年7月31日
かわしちゅうがっこう じどうせいと
川下中学校区児童生徒リーダーミーティング

令和6年4月

はじめに

全ての児童が一人の人間としての尊厳を保障され、健やかな成長をしていくことが、みんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に『確かな学力と豊かな人間性を身につけ、力強く生き抜くことができる心身ともにたくましい愛宕の子どもを育てる。

～たくましい愛宕っ子の育成～』を挙げ、家庭と学校、地域が一体となって取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。それゆえ、いじめの未然防止や早期発見にはあらゆる方法を持って取り組まなければなりません。いじめの事実を確認したに至っては、適切ならびに迅速に対応することが責務です。まずは、教職員一人一人が、「いじめは卑怯な行為である。」「いじめは絶対に許されない行為である。」「いじめはどの子にも、どのクラスにも起こりうるものである。」という意識を持ち、感覚を研ぎ澄まして役割と責任を果たしていかなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向けて、

『いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）』

『いじめの防止等のための基本的な方針』

『岩国市いじめ対策基本方針』（最終改訂 平成30年3月）

に則り、岩国市教育委員会をはじめ、家庭・地域、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体で、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止に向けた本校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には以下のような様態がある。

- けんかやふざけ合いを含む。
- 理由もなくいじわるをする。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

② いじめ防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にす教育を展開することが重要である。

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関との連携・協働し、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係わる取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。

③ 教職員のいじめ察知基本姿勢

「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どのクラスにも起こりうる」との意識の下、感覚を研ぎ澄まして、以下の基本姿勢に則り、いじめを察知・確認していく。

- いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうる。
 - いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
 - いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
 - いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
 - いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
 - いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
 - いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- ・いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
- ・いじめは「四層構造」になっている。
- ・いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじめている人」に見える。

四層構造とは…加害者・観衆・傍観者・被害者

④ 教職員のいじめ対応基本姿勢

いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。

「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。

一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。

- ・未然防止<いじめの予防> … 行動観察、対人関係作り
- ・早期発見<把握しにくいいじめへの対応>… アンケート及び全員面接
- ・早期対応<現に起こっているいじめへの対応>… 学年部対応、ケース会議等
- ・重大事態への対応<生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応>
- ・暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

・「四層構造」を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

⑤ いじめの段階

・ レベル1

社会性を身につける途上にある児童が活動する場合、しばしば見られる日常的衝突（いわゆる児童間トラブル、軽微なものでは「ふざけ」「いたずら」「ちょっかい」など。程度が重くなると「口論」「けんか」など。）の中で、定義に照らし「いじめ」と認知すべきもの。

* 兄弟姉妹間の喧嘩等や家族間で生じたケースは除く。

○けんかやふざけ合い、暴力行為についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

* これまでは、けんかを除くとされていた。

・ レベル2

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

・ レベル3

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 いじめ防止のための組織

① いじめ対策委員会の設置

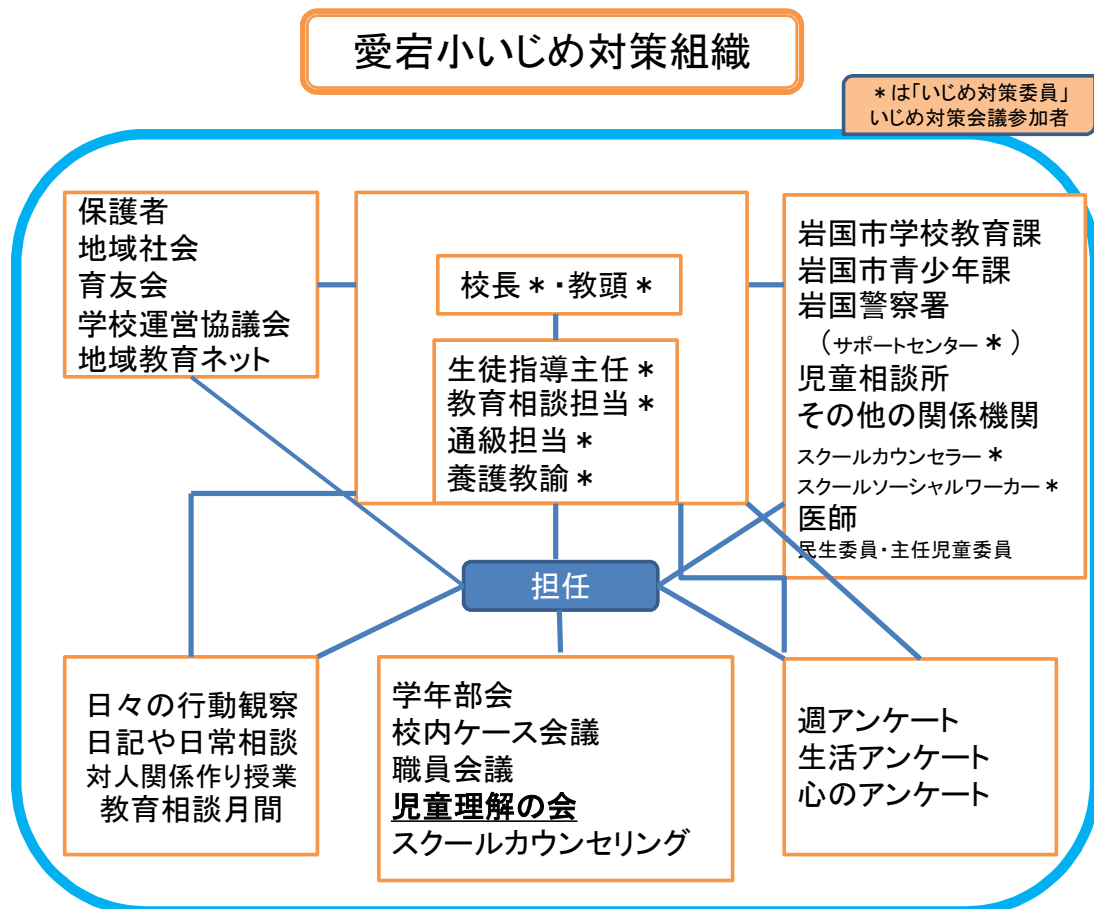
構成員は、校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当・通級担当・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・外部専門家

② 役割

- ・愛宕小いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめの早期対応
- ・教職員による情報共有及び共通理解
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画進捗状況の確認
- ・いじめ防止の取組についての情報発信及び意識啓発
- ・対応事例の有効性の検証
- ・重大及び緊急事例への対応
- ・関係機関との連携・報告

② 愛宕小いじめ対策組織図

本校のいじめ対策組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口である児童から認識されるようにするための組織である。



・学校評価の評価項目に「いじめ対策委員会」を位置づけ、PDCA サイクルにより検証等を行い、恒常的に改善を図る。

3 いじめへの対応

① 未然防止<いじめの予防> と早期発見

教育環境を整える

○週アンケート

毎週月曜日に全校でアンケートを取り、当該児童の面談・対応にあたる。

○生活アンケート

アンケートを家庭に持ち帰り、実施する。

○心のアンケート

教育相談月間との協働であり、全ての児童の面談をする。

○魅力のある授業作り

授業の中で自尊感情を育てる。

○情報共有

全職員で情報を共有して、児童の行動や様子の変化をとらえる。

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

教育相談を整える

○担任による相談活動

日々のきめ細やかな対応をする。

教育相談月間を設ける。

○教育相談担当による相談活動

昼休みの相談室開放による友達関係の実態把握をする。検討事案については担任と話し合う。

○スクールカウンセラーとの協働

日々の実態について確認し、カウンセリングに該当する児童を検討する。

児童がふれあう

○児童会活動

児童の企画のもと、友達とのふれあいを充実させる。

○学年・学校行事

各行事に目的を持って参加し、物や人とのふれあいを楽しむ。

地域とふれあう

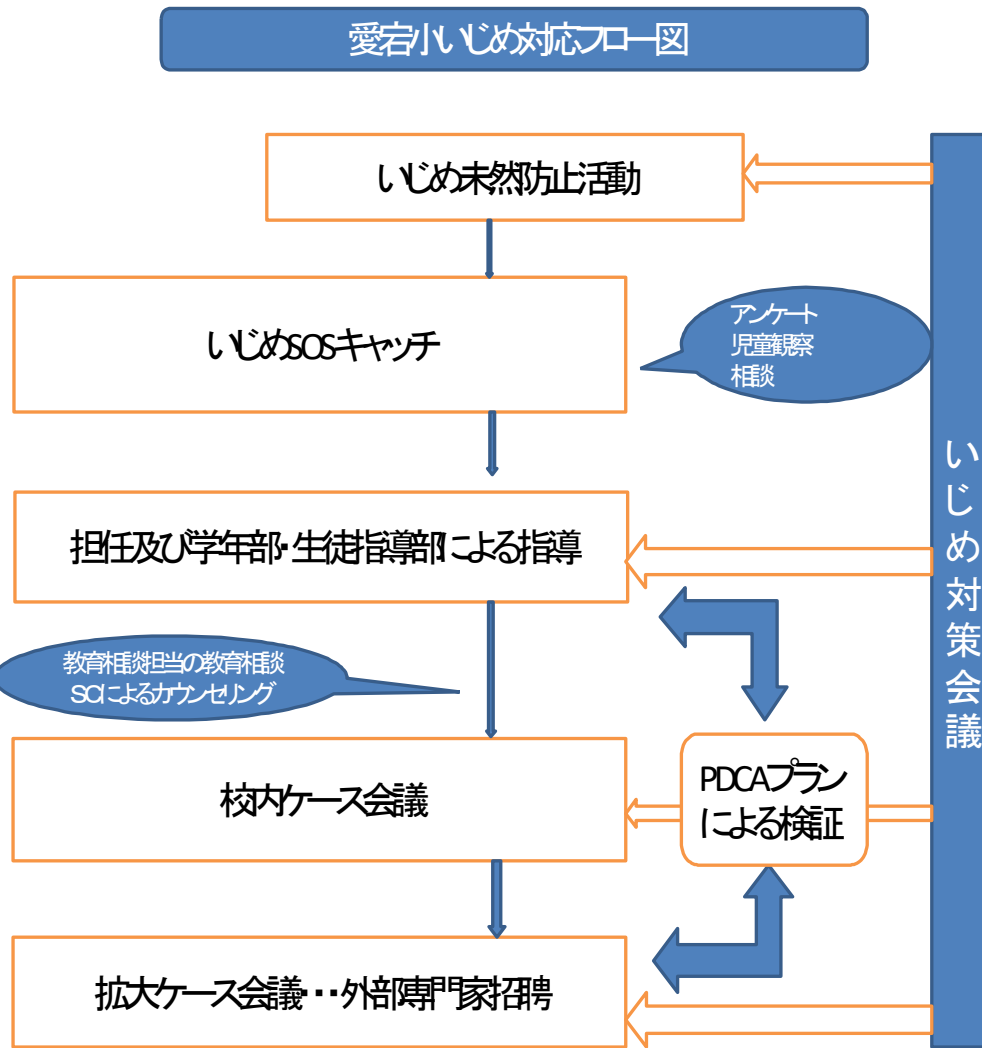
○地域での見守り

グリーンキャップの方々から見守っていただきながら、挨拶や会話を通して、必要に応じて連絡を取り合う。

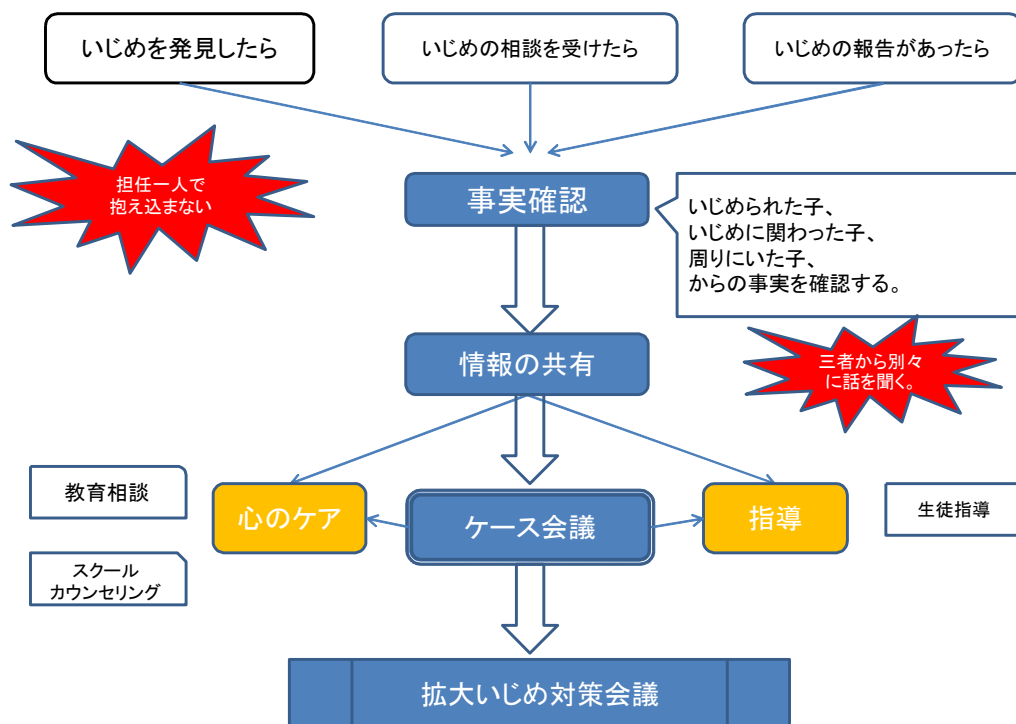
○地域との連携

学校便り等で学校の様子を地域に発信し、地域でも子どもを見てもらえるよう協力を仰いでいる。学校評議員には来校してもらって直接情報を共有することになっている。

②いじめ対応フロー図<概略>



③いじめ対応<取組の流れ>



④ 支援と指導

支援と指導の基本マニュアル

被害児童の支援

- ・いじめを受けた児童の立場に立って、思いを共感的に受け止め、安心できる環境を作る。
- ・必要に応じて、教育相談担当やSC等が連携して支援にあたる。
- ・いじめ解消後も注意深く見守り、継続的支援を行う。

加害児童の指導

- ・被害児童の気持ちを理解させ、自分の過ちに気づかせ、心からの謝罪が行えるように導く。
- ・いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ・必要に応じて、教育相談担当・生徒指導主任・SC、その他の関係機関等と連携を図って指導にあたる。
- ・いじめの解消後も継続した見守りをする。

保護者との協力関係づくり

- ・保護者の思いや訴えを丁寧に聞くと共に、加害・被害の保護者には、事実の報告を行い、解決に向けた学校の取組について、理解と確認に基づいた適切な連絡を行う。
- ・具体的な指導方針や支援策を示し、家庭での支援や指導を依頼し、保護者との連携を図る。

聴衆・傍観者の指導

- ・安心できる環境の中で話を聞き、いじめに加担したりいじめを容認したりしたことによる事実を自分の問題として深く考えさせる。

⑤ いじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。

- ・いじめに係わる行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響が与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続（3ヶ月）している。

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童の本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

⑥ 役割分担

校長： 情報を集約し、組織的な対応の全体指導を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

教頭： 校長を補佐し、連絡調整を行い、広報を担当する。

教務主任： 情報を集約する。

生徒指導主任： 児童の情報を把握できる体制作りをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のまとめ役として関係者間の連絡調整を図る。

教育相談担当： 収集した情報に応じて、管理職と教職員とのパイプ役を行う。被害児童の心のケアにあたる。相談活動を行う。

通級担当： 当該事案に関わった児童の心に寄り添う。

養護教諭： 教育相談担当と連携して、児童の心に寄り添う。

特別支援コーディネーター： 問題の背景に発達障害が起因していないか、情報収集を行う。

学年主任： 担当する学年部の情報収集を行う。情報共有したときは、生徒指導部や

管理職に報告する。

SC：専門的立場から、アセスメントに基づく支援の助言や児童のカウンセリングを行う。

4 年間の取組

月	内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部「いじめに対する校内体制」の改訂検討 ・生徒指導部【いじめ防止基本方針の提案】
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会
6 月	<p>【教育相談月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート、全児童面談の実施 ・グローイングハートプロジェクト5年
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施 ・情報モラル学習会（全学年） ・校内研修 「いじめ対応」に関する教職員向け研修 ・第1回いじめ対策会議の開催
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・一学期のいじめ事案最終確認と二学期へ向けての対策
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育参観日」 <p>いじめ防止啓発月間</p>
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会 ・生活アンケートの実施
11 月	<p>【教育相談月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート、全児童面談の実施
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策会議の開催 ・二学期のいじめ事案最終確認と三学期へ向けての対策
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回 いじめ対策会議の開催 ・児童理解の会 ・生活アンケートの実施 ・中学校0年生からの教育相談事業
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・グループカウンセリングの開始 4～6年生 <p>【教育相談月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート、全児童面談の実施
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・三学期のいじめ事案最終確認と新年度へ向けての対策

